

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

令和3年10月18日（月） 14時00分～15時20分

2 会場

県庁南棟2階中会議室

3 出席者名

藤沼会長、西川委員、山口委員、服部委員、河村委員
商工政策課 上沢課長他2名

4 議事の概要

(1) 報告事項

① 届出状況について

② 前回（令和3年7月12日）の議事概要について

事務局から、上記2点について報告を行った。前回の議事概要について、事務局案にてホームページに掲載することが了承された。

(2) 議題2 届出案件について

■【ハッピー・ドラッグ青森西大野店 セブーンイレブン青森西大野3丁目店に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・駐輪場の収容台数について、周辺に高校があり、自転車での来店も多いのではないか。8台で足りるものか。
- ・店舗隣地に保育園があり、A棟の荷さばき施設と隣接しているため、児童の安全に配慮する必要があるのではないか。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記4点を付帯要望とした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が全ての地点で基準値を超過しており、再予測についても基準値を超過している地点があること、また、第一種住居地域、第二種住居地域、第二種低層住居専用地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に保育園、高校のほか公園があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 身障者用の駐車スペースについて、冬期の降雪等を考慮し、「その他指針に基づき生活環境に配慮した事項等」に記載する内容以外の措置についても検討し、身障者による利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。

- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【(仮称) いく弘前末広店に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・身障者用駐車スペースについて、周知方法が路面標示のみであれば、冬期間の降雪により、区別できなくなることが懸念される。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記4点を付帯要望とした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が全ての地点で基準値を超過しており、再予測についても基準値を超過している地点があること、また、第一種住居地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に小学校、中学校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 身障者用の駐車スペースについて、冬期の降雪等を考慮し、「その他指針に基づき生活環境に配慮した事項等」に記載する内容以外の措置についても検討し、身障者による利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【ツルハドラッグ大間上野店に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・店舗周辺の交通量について、自動車の通行量は比較的多いものの、店舗出店に伴う影響は小さいと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記3点を付帯要望とした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過しており、再予測によっても基準値を超過している地点があることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に保育園、小学校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。